

薬生食監発 0601 第 2 号  
令和 2 年 6 月 1 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### HACCP に沿った衛生管理の施行について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年 11 月 7 日及び 12 月 27 日に公布されたところであります。これにより、本日 6 月 1 日から、食品衛生法第 50 条の 2 第 2 項の基準に基づき、原則全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理を実施するよう求められることとなりますが、1 年間の経過措置期間が設けられていることから、令和 3 年 5 月 31 日までの間は、法令に基づく措置については旧基準に基づき行うこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれては、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、特に小規模営業者等が来年 6 月 1 日の本格施行に向けて、HACCP に沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、関係団体等の協力を得て引き続き制度の周知を図るとともに、厚生労働省が内容を確認した手引書（別添 1）に基づき、適切に指導及び助言を行っていただきますようお願いいたします。その際には、

「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について（平成 31 年 2 月 1 日付け薬生食監発 0201 第 1 号）」の趣旨を踏まえ、個々の食品等事業者の規模や状況等に応じた指導・助言内容となるよう、特段の御配慮方をお願いいたします。

業種別の手引書については、引き続き、厚生労働省において整備を進めており、内容の確認が終了したものから順次、当省ホームページで公開していくこととしていますが、現時点において該当する業種の手引書が存在しない食品等事業者については、原材料や製造工程等が類似しており、かつ危害要因が共通

する業種の手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理に取り組むよう、助言方よろしく申し上げます。なお、参考となる手引書が存在せず、実際に指導等に苦慮している業種がある場合は、当課まで情報提供をお願いします。

また、平成31年2月25日付け事務連絡にてお知らせしていた「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」について、施行に合わせて内容を更新しましたので、業務の参考のためお知らせします。

別添1 厚生労働省が内容を確認した手引書一覧（令和2年6月1日時点）

別添2 「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」